特別養護老人ホーム満寿園　重要事項説明書

令和８年４月１日現在

１　事業者

名称	社会福祉法人あしぎぬ福祉会
代表者氏名	理事長　吉岡　正俊
所在地	京都府京丹後市弥栄町溝谷４２０６番地
連絡先	電　話　0772-65-2558 ＦＡＸ　0772-65-2971
設立年月日	平成16年４月１日

２　事業者が行っている事業

拠点及び事業所の名称		事業の種類
溝谷満寿園	養護老人ホーム満寿園	養護老人ホーム 特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護
外村満寿園	特別養護老人ホーム満寿園	特別養護老人ホーム 短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護
	居宅介護支援事業所満寿園	居宅介護支援
	訪問介護満寿園	訪問介護 介護予防・日常生活支援総合事業
	デイサービス満寿園	地域密着型認知症対応型通所介護 地域密着型介護予防認知症対応型通所介護
あしぎぬホーム　なごみ		小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護
京丹後市弥栄生きがい交流センター		京丹後市指定管理運営事業
京丹後市弥栄生きがい交流センター	「健やか生きがい教室」	介護予防・日常生活支援総合事業
外村満寿園	「健やか生きがい教室」	
溝谷満寿園	「カフェ よっとくれぇなぁ」	認知症カフェ
外村満寿園	「ほっとカフェ 咲來楽」	初期認知症対応型カフェ

3　本事業の概要

（１）本事業所の指定番号及び所在地

事業所の名称	特別養護老人ホーム満寿園	
介護保険指定番号	2673300204	
所在地	京都府京丹後市弥栄町溝谷 39 番地の 6（外村満寿園内）	
第三者評価の 実施状況	実施日	令和 6 年 3 月 22 日
	評価機関名称	京都府介護福祉士会
	結果の開示	「京都　介護サービス･福祉サービス第三者評価」HP 参照

（２）本事業の運営方針

事業の実施に当っては、ご利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入所前の居宅における生活と入所後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいてご利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援することを目指すものとします。

（３）本事業の設備

定員　特養５０名　短期２０名　（全室個室）

居室・設備の種類	室・個数	備 考
居　室 （全室個室）	７０室	ユニット数･･･７（１ユニット１０室、２ユニットは短期専用） 居室の設備･･･ベッド洗面台、ナースコール、カーテン等
共同生活室 食 堂 等 談話コーナー	 ７室 ７室	 各ユニットに設定（ダイニング、リビング） 各ユニットに設定
洗面設備	７９箇所	各ユニット・各居室・各脱衣室・医務室×各１箇所
便　所	４７箇所	各ユニット×各６箇所、職員２箇所
浴　室	９室	各ユニット１箇所、家族宿泊室、特別浴室
医務室	１室	

（４）本事業所の職員体制

職 種	員数	区 分				保有資格等
		常 勤		非常勤		
		専従	兼務	専従	兼務	
施設長	1		1			介護福祉士、介護支援専門員
生活相談員	1		1			介護福祉士、介護支援専門員
介護支援専門員	1		1			介護福祉士、介護支援専門員
介護職員	35	27		8		介護福祉士 23 名
看護職員	4	2	2			看護師・准看護師
機能訓練指導員	1		1			理学療法士
管理栄養士	2		1		1	管理栄養士
医師	1			1		医師

（５）主な職種の勤務体制

従業者の職種	勤務体制			
施設長	日勤（９：００～１８：００）			
生活相談員	日勤（９：００～１８：００）			
介護職員 調理職員	・早々	(6:00～15:00)	・日勤２	(9:30～18:30)
	・早々2	(6:30～15:30)	・日勤３	(9:45～18:45)
	・早出	(7:00～16:00)	・中出	(10:00～19:00)
	・早出２	(7:30～16:30)	・中出２	(10:15～19:15)
	・早出３	(7:45～16:45)	・中出３	(10:30～19:30)
	・早出４	(8:00～17:00)	・遅出	(11:00～20:00)
	・早出５	(8:15～17:15)	・遅出２	(11:30～20:30)
	・早出６	(8:30～17:30)	・遅出３	(12:00～21:00)
	・早出７	(8:45～17:45)	・遅出４	(13:00～22:00)
	・日勤	(9:00～18:00)	・夜勤	(21:50～ 7:50)
	※各勤務には半日及び時間短縮の勤務もあります。 ※夜勤は原則として職員１名当りご利用者２０名を担当します。			
看護職員	日勤（９：００～１８：００）原則として２名体制で勤務します。			
機能訓練指導員	日勤（９：００～１８：００）			

介護支援専門員	日勤（９：００～１８：００）
医師	週１日
栄養士	日勤（９：００～１８：００）
・年間休日を年度初めに月毎に振り分け、部署毎に月の勤務計画を作成します。 ・夜間については、交代で自宅待機を行い、緊急時に備えています。	

４　サービス内容

（１）介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては負担割合に応じ介護保険から給付されます。

種 類	内 容
食事	・栄養士の立てる献立により、栄養並びにご利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。 ・食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるように配慮します。 ＜目安＞朝食７：00～　昼食 11：30～　夕食 17：30～
排泄	・ご利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入浴	・ご利用者の身体の清潔を保持し、快適な生活を支援する為、ご利用者の意向に応じて週２回以上の入浴または清拭の機会を設けます。 ・身体の状況に応じ、一般浴室・特殊浴槽を使用していただきます。 （ご利用者の体調により、変更・中止となる場合があります）
機能訓練	・機能訓練指導員により、ご利用者の身体状況に合った機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
健康管理	・ご利用開始後、健康状態を把握するため、協力病院への受診をいたします。 ・原則毎週１回、協力病院の嘱託医による診察や健康相談サービスを受けることができます。
その他 自立への支援	・寝たきり防止のため、可能な限り離床に配慮します。 ・生活リズムの維持、生活範囲の拡大、教養娯楽及びリフレッシュを目的として、季節の行事やクラブ活動を行います。
相談及び援助	・当施設は、ご利用者及びご契約者からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

（２）その他

加算については、別紙「特別養護老人ホーム　利用料金表」参照

（３）介護保険の給付とならないサービス

以下のサービスについては、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

但し、「介護保険負担限度額証」の交付を受けると、居住費、食費の費用負担はその認定証に定められたものとします。

ｱ）居住費及び食費（通常）

項 目	利用者負担額	備　考
居住費（水道光熱費及び室料相当の合計額）	2,０６６円	１日につき
食費（食事料費及び調理費）	１,７６５円	１日につき

ｲ）居住費及び食費（「介護保険負担限度額認定」）

「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けられている方は、その段階に応じて、補足給付が支給されるため以下のように負担が軽減されます。

※「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」の交付を受けている方は、認定証に定められた減額割合により減額された額がご負担額となります。

利用者負担段階	居住費（日額）	食費（日額）
第１段階	８８０円	３００円
第２段階	８８０円	３９０円
第３段階①	１,３７０円	６５０円
第３段階②	１,３７０円	１,３６０円
第４段階	2,０６６円	１,７６５円

ｳ）おやつの提供に要する費用　　５０円

※特別なおやつの提供を行った場合　実費

ｴ）特別な食事の提供を行った場合　　実費

ｵ）理美容　　実費

ｶ）施設・設備等の原状回復費用　　実費

※故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにも関わらず、施設、設備等を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

ｷ）上記の他、日常生活上通常必要なものであって、ご利用者に負担させることが適当と認められるものについては、実費を負担していただきます。

5　利用料金及びお支払い方法

（１）利用料金

ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費を除いた額（自己負担）、加算料金、食費（食材料費及び調理費）、居住費（水道光熱費及び室料相当）の合計金額が利用料金となります。

項　目	内　容
1.利用料金	厚生労働大臣が定める費用の額の支払いをご利用者から受けるものとします。ただし、費用の額に変更があった場合は、変更した額をお支払いただきます。 別紙「特別養護老人ホーム　利用料金表」参照
2.法定代理受領	当該ご利用サービスが法定代理受領サービスである場合には、介護保険負担割合証に記載された割合の額とします。
3. 償還払い	事業者が介護給付費額の代理受領を行わない場合は、介護給付費基準額の全額をいったんお支払いただきます。この場合、ご利用者に「サービス提供証明書」を交付します。(「サービス提供証明書」と「領収書」を添えて市町村に申請すると介護給付費が支給されます。)
4.支払い方法	毎月、１５日頃に前月分の請求をいたします。２５日（金融機関が休業日の場合、翌営業日）に、ご利用者またはご指定の口座より引落しとなります。お支払い確認後、領収書を発行させていただきます。 ※各金融機関の手数料 京都北都信用金庫 京都農協協同組合　} 金融機関所定の料金 ゆうちょ銀行 ※手数料は各金融機関の定める金額をご負担いただきます。 ※尚、金融機関により残高不足でも手数料が必要となります。

6　事業所を退所していただく場合（契約の終了について）

（１）当事業所との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができます。事業所都合の場合を除きこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了し、ご利用者に退所していただくことになります。

・要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
・事業所が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
・事業所の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
・当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
・ご契約者並びにご利用者から退去の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください）
・事業所から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照ください）

（２）契約者並びにご利用者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、ご契約者並びにご利用者から当事業所からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の１ヶ月前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、事業所を退所することができます。

・介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
・ご利用者が入院された場合
・事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
・事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
・事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体、財物、信用等を傷つけ、又は、著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
・他のご利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（３）事業所からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当事業所から退所していただくことがあります。

・ご契約者並びにご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
・ご契約者並びにご利用者による、サービス利用料金の支払いが３ヶ月以上遅延し、催告にも関わらず、３０日以内にこれが支払われない場合
・ご契約者等並びにご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他のご利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うこと等によって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
・ご利用者が連続して３ヶ月超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
・ご利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合
・胃瘻、経管栄養、気管切開等により施設での生活の継続が困難になった場合、または当該状態になられたご利用者を施設の体制上受け入れる事が困難であると判断した場合

（４）契約が自動的に終了する場合

・ご利用者が事業所を退去した場合
・ご利用者が死亡した場合
・事業所が、介護保険法令等に基づく指定介護老人福祉施設事業者の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合
・ご利用者が、事業所の指定介護老人福祉施設事業に代えて、他の介護サービスのご利用を選択した場合

（５）円滑な退所のための援助

ご利用者が当施設を退所する場合には、ご利用者の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助をご利用者に対して速やかに行います。

7　居室等の取り扱いについて

（１）ご利用者が外泊又は病院等に入院された場合の対応について

① 外泊・入院の翌日から６日間（月をまたいで連続した場合は最長１２日間）退院（帰園）後、再び施設に入所することができます。但し、外泊又は入院期間中であっても、入院・外泊時費用から介護保険給付費を除いた額（自己負担額）及び居住費をご負担いただきます。

② ７日間以上３ヶ月以内の入院の場合

３ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、この場合、入院期間中であっても居住費はご負担いただきます。

③ ３ヶ月以内の退院が見込まれない場合

３ヶ月以内の退院が見込まれない場合には契約を解除する場合があります。

④ 入院・外泊期間中における居住費について

居住費は、居室の確保料として入院・外泊期間中もご負担いただきます。但し、ご利用者が利用されていたベッドを（介護予防）短期入所生活介護に活用させていただく場合、６日間以内分については入院・外泊時費用の利用者負担分と居住費。７日間以上分については居住費についてそれぞれご負担いただく必要はありません。

※「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けられている方は、入院・外泊期間中の居住費の負担額においてもその認定証に定められた額が負担額となります。

※「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」の交付を受けている方は福祉施設外泊時費用算定期間においては、その認定証に定められた減額割合により減額された額がご負担額となります。それを超える期間に関しては、「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」は適用されません。

（２）居室等の変更について

入所後、ご利用者の状況に応じて居室変更することがあります。

① ご利用者から居室またはユニットの変更希望の申し出があった場合は、ご利用していない居室がある場合に限り、事業所でその可否を決定します。

② 事業所が、指定介護福祉施設のサービス提供に著しい支障があると認める時は、その理由を付した書面を交付し、ご利用者の同意を得て居室を移動させる事ができることとします。

（３）残置物の引受について

入所利用が終了した後、当施設に残されたご利用者の所持品（残置物）をご利用者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引受人」を定めていただきます。

当事業所は、「残置物引受人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。また、引渡しにかかる費用については、ご利用者又は残置物引受人にご負担いただきます。

（４）安全確保設備について

居室内外での転倒等による事故の防止や早期発見、身体状況の変化の把握のため、心拍や呼吸数、体動等を検知する見守りセンサーや事業所内にカメラを設置することがあります。設置場所については、事故防止に効果的な場所をその都度設定します。また、特に見守りカメラの使用については、別に定めるカメラ運用ルールに基づき、事故防止等のためにそのデータを利用し、それ以外に利用することはありません。

８　緊急時及び事故発生時等における対応方針

（１）ご利用者に容態の変化や、事故が発生した場合には、当事業所緊急時マニュアルにより、京都府、市福祉事務所、嘱託医、救急隊、家族、協力医療機関等へ連絡を行うとともに、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡します。また、あらかじめ、配置医師及び協力医療機関の協力を得て、１年に１回以上、緊急時等における対応方法の見直しや変更を行います。また、新興感染症の発生時等の対応について協議を行います。

（２）緊急事態が発生した場合には、必要な措置を講じるとともに、京都府、市町村、警察、消防署等の関係機関、当該ご利用者のご家族に事業所の判断で連絡を行います。

９　非常災害対策

（１）天災及びその他の災害が発生した場合、従業者はご利用者の避難等適切な措置を講じます。防火管理者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、従業者に周知徹底を図るとともに、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとります。また、非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を定期的に行います。

１０　賠償責任について

（１）ご利用者に対して当事業所の責任において賠償すべきことが起こった場合は、当事業所はご利用者に賠償をいたします。

加入保険：施設内外の事故　　あいおいニッセイ同和損保「介護保険・社会福祉事業者総合保険」

（２）以下の各号に該当する場合は、事業者は賠償責任を負いかねます。

① ご利用者が契約時に、その心身の状況及び疾病等の重要事項について、故意又は不実の告知を行ったことが原因で発生した損害

② ご利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事によって発生した損害

③ ご利用者が事業者もしくはサービス従業者の指示、依頼に反して行った行為が原因で発生した損害

（３）ご利用者は、事業所の財産や他のご利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、相手に対してその割合に応じ損害を賠償します。

１１　サービス内容に関する相談・苦情対応について

当事業所のサービスについてのご相談・苦情を承ります。ご利用者からの相談には迅速に対応し、事業所の設備又はサービスに関するご利用者の要望、苦情等に対し誠意をもって可能な限り対応します。また本事業所以外に行政機関（市町村等）の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

【相談（苦情）対応の流れ】

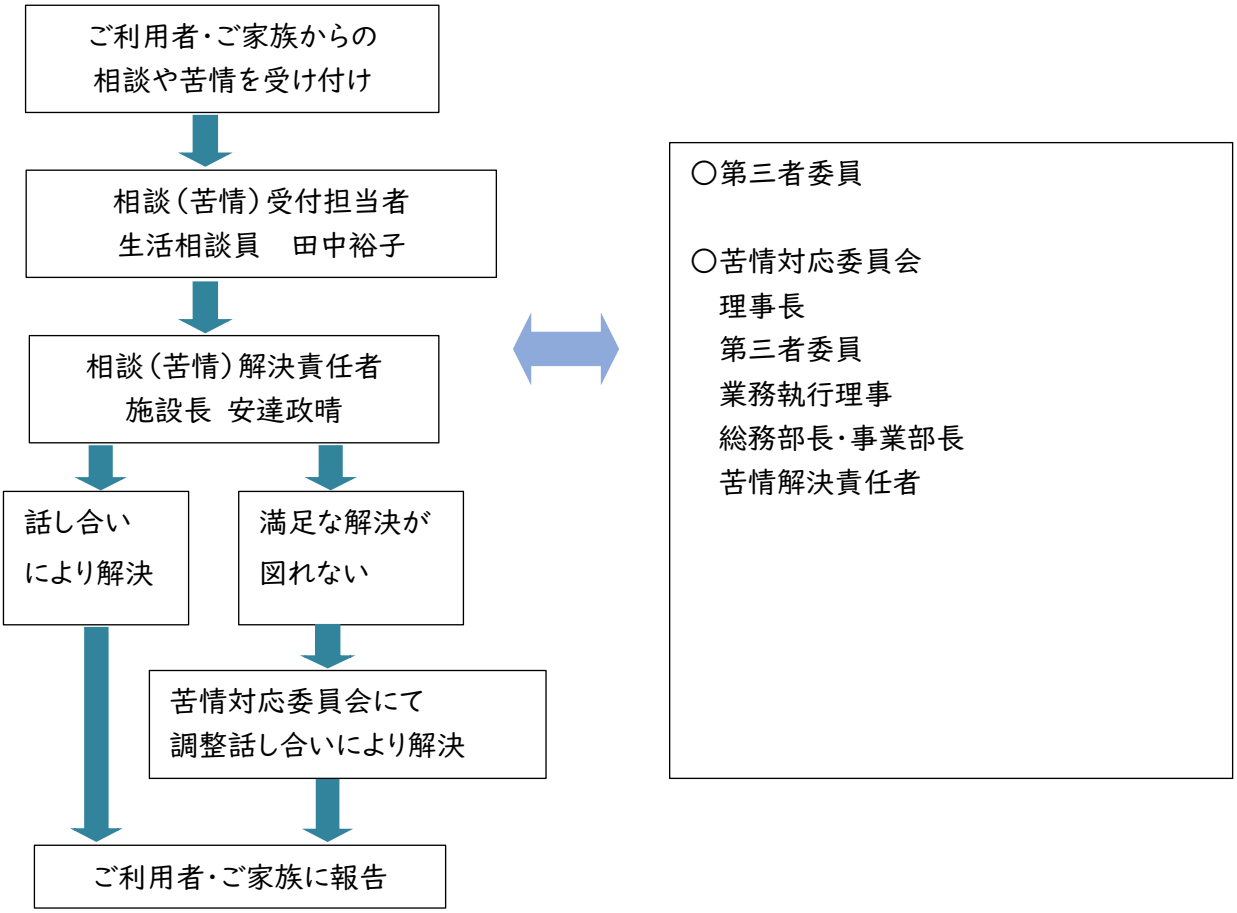

社会福祉法人あしぎぬ福祉会 特別養護老人ホーム満寿園	住所　京丹後市弥栄町溝谷３９番地の６ 電話　０７７２−６５−０２２２ FAX　０７７２−６５−０３３３ 受付　午前９：００～午後６：００ 担当　生活相談員、介護支援専門員
京都府丹後広域振興局 丹後保健所 健康福祉部企画調整室	住所　京丹後市峰山町丹波中嶋８５５ 電話　０７７２−６２−０３６１ FAX　０７７２−６２−４３６８ 受付　午前８：３０～午後５：１５
京丹後市健康長寿福祉部 長寿福祉課	住所　京丹後市峰山町杉谷６９１ 電話　０７７２−６９−０３３０ FAX　０７７２−６２−１１５６ 受付　午前８：３０～午後５：１５
京都府国民健康保険団体連合会 介護保険対策室	住所　京都市下京区烏丸通り四条下ル水銀屋町６２０ 電話　０７５−３５４−９０５０ FAX　０７５−３５４−９０５５ 受付　午前８：３０～午後０：００　午後１：００～午後５：１５

京都府社会福祉協議会内 「京都府福祉サービス運営適正化委員会」	住所　京都市中京区竹屋町通り烏丸東入る清水町３７５ ハートピア京都５Ｆ 電話　０７５-２５２-２１５２ FAX　０７５-２１２-２４５０ 受付　午前９：００～午後４：００

１２　秘密の保持と個人情報について

（１）職員はご利用者本意の立場に立った懇切丁寧な対応を旨とし、正当な理由なく、業務上知り得たご利用者及びそのご家族の個人情報を第三者に漏らしません。事業者は職員であった者に業務上知り得たご利用者又はそのご家族の個人情報を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする等、必要な措置を講ずるものとします。

（２）利用期間

サービス提供に必要な期間および契約期間に準じます。

（３）利用目的

① 市町村、他の指定介護サービス・指定障害福祉サービス事業所等、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの情報共有及び密接な連携に必要がある場合。

② ご利用者に関わるサービスの計画書を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため。

③ 保健医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため。

④ ご利用者が、医療サービスの利用を希望している場合及び、主治医等の意見を求める必要のある場合。

⑤ ご利用者の利用する事業内カンファレンスのため。

⑥ その他サービス提供で必要な場合。

⑦ 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合。

（４）使用条件

① 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外、決して使用しません。また、ご利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らしません。

②　個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示いたします。

１３　身体拘束について

事業所は、サービス提供に当たり、ご利用者又は他のご利用者の生命又は身体を保護するため、やむを得ない場合を除き、車いすやベッドに身体を縛る、ミトン型の手袋をつける、腰ベルトやＹ字型抑制帯をつける、抑制着を着せる、居室の外から鍵を掛ける、行動を落ち着かせるために精神作用を減衰させる薬（向精神薬）を過剰に使う等の方法による身体拘束を行いません。

１４　虐待防止について

（１）ご利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行なうとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとします。

① 成年後見制度の利用を支援します。

② 虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る体制を整備しています。

③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的に実施しています。

以上の契約を証するために、本書２通を作成し、ご利用者、事業所が署名または記名捺印のうえ、１通ずつ保有するものとします。

指定介護老人福祉施設事業のご利用を申し込まれるにあたり、本書面を交付の上、重要事項を説明しました。

説明・交付年月日　　令和　　年　　月　　日

所　在　地　　〒６２７－０１１１
京都府京丹後市弥栄町溝谷４２０６番地
法　人　名　　社会福祉法人あしぎぬ福祉会
代 表 者 名　　理事長　吉岡　正俊
事 業 所 名　　特別養護老人ホーム満寿園
事業所番号　　２６７３３００２０４

説明担当者氏名　　印

私は、本書面により事業所からの指定介護老人福祉施設事業についての重要事項の説明・交付を受け、指定介護老人福祉施設事業に関するサービスの提供及び開始について同意しました。

令和　　年　　月　　日

利用者
住　所　〒

氏　名　　印

家族・代理人
住　所　〒

氏　名　　印

（続柄　　）